

横浜ビジネスエキスパート（デザイン相談）業務に関する FAQ

Q1. 業務フローを教えてください。

A. 支援の申込みがあった場合に、内容に応じて財団職員が、選定した専門家（エキスパート）に連絡し、日程等の調整を行います。原則として財団職員同席のうえ、企業またはその他の場所で面談を実施します。相談者との事前打ち合わせなどはありません。

面談終了後、エキスパートは専門家面談実施報告書（A4 様式 1 枚程度）を財団に提出していただきます。

Q2. 業務量はどれくらいを想定していますか？

A. おおよそ年間 6 回程度を想定しています。面談時間は 1 回につき 3 時間程度です。ただし、専門分野により異なります。

Q3. 専門家（エキスパート）の選定はどのようにされますか？

A. 財団職員が専門分野や経歴などから判断して選定します。選定されたエキスパートは申込み内容を基に相談対応の可否を判断します。

Q4. 支援対象は誰ですか？

A. 横浜市内で事業を営んでいるまたは進出を予定している中小企業者・小規模事業者、個人又は団体、横浜市内で起業予定の個人等です。

Q5. 専門家（エキスパート）の業務範囲を教えてください？

A. エキスパートは、相談者の課題について専門知識やノウハウを活かしてアドバイスを行います。相談者の申し出で、デザイン制作やデザイン調製を受ける場合は、あらかじめ契約条件等を財団に届出ます。財団は、相談者とエキスパート間での個別契約により生じたいかなる損害、事故、紛争その他の事象に対し、一切の責を負いません。

Q6. 支援場所はどこですか？

A. 財団職員同席のうえ、企業、その他の場所で面談を実施します。交通費は謝金に含まれます。オンライン相談の場合もあります。

Q7. 支援実施時間を教えてください。

A. 平日の午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分までとし、土曜日、日曜日、国民の祝日その他財団の休業日は除きます。